（基準適合証の交付）

第四十一条　認定を受けた者は、次の表の上欄に掲げる法第十条第四項の基準に適合することの確認をしたときは、同表の中欄に掲げる基準適合証を、同表の下欄に掲げる者に交付するものとする。

確認の区分	基準適合証の区分	交付を受ける者
（略）		
前条第一項の表第三号に掲げる確認	設計基準適合証（第十七号の二様式）	型式証明を受けた者
前条第一項の表第四号に掲げる確認		追加型式設計の承認を受けた者
前条第一項の表第五号から第七号までに掲げる確認	装備品等基準適合証（第十八号様式）	当該装備品等の使用者
前条第一項の表第八号及び第九号に掲げる確認	設計基準適合証（第十七号の二様式）	修理改造設計又は当該設計の変更を行つた者
前条第一項の表第十一号及び第十二号に掲げる確認		装備品等修理改造設計又は当該設計の変更を行つた者

2　（略）

（講習）

第四十一条の二　認定を受けた者は、国土交通大臣から航空法規その他認定業務の実施に関し必要な事項について講習を行う旨の通知を受けたときは、第三十二条第三号の人員のうちから適切な者を指名して当該講習を受けさせなければならない。

（救急用具）

第百五十条　（略）

2　（略）

3　次に掲げる航空機には、搭乗者全員が使用することのできる数の落下傘を装備しなければならない。

一　法第十一条第一項ただし書（同条第三項、法第十七条第三項及び法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けて飛行する航空機であつて国土交通大臣が指定したもの

二　（略）

4・5　（略）

第百五十二条　削除

（操縦技能審査員）

第百六十二条の六　法第七十一条の三第一項の認定を申請しようとする者は、操縦技能審査員認定申請書（第二十八号の三様式）に、次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（基準適合証の交付）

第四十一条　認定を受けた者は、次の表の上欄に掲げる法第十条第四項の基準に適合することの確認をしたときは、同表の中欄に掲げる基準適合証を、同表の下欄に掲げる者に交付するものとする。

確認の区分	基準適合証の区分	交付を受ける者
（略）		
前条第一項の表第三号に掲げる確認	設計基準適合証（第十七号の二様式）	型式証明を受けた者
前条第一項の表第四号に掲げる確認		追加型式設計の承認を受けた者
前条第一項の表第五号及び第六号に掲げる確認	装備品基準適合証（第十八号様式）	当該航空機の使用者
前条第一項の表第七号から第九号までに掲げる確認		当該装備品の使用者

2　（略）

（講習）

第四十一条の二　認定を受けた者は、国土交通大臣から航空法規その他認定業務の実施に関し必要な事項について講習を行う旨の通知を受けたときは、第三十五条第三号の人員のうちから適切な者を指名して当該講習を受けさせなければならない。

（救急用具）

第百五十条　（略）

2　（略）

3　次に掲げる航空機には、搭乗者全員が使用することのできる数の落下傘を装備しなければならない。

一　法第十一条第一項ただし書（同条第三項、法第十六条第三項及び法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けて飛行する航空機であつて国土交通大臣が指定したもの

二　（略）

4・5　（略）

（特定救急用具の検査）

第百五十二条　（略）

2～6　（略）

（操縦技能審査員）

第百六十二条の六　法第七十一条の三第一項の認定を申請しようとする者は、操縦技能審査員認定申請書（第二十八号の五様式）に、次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）